

衆議院 第九十八回国会 財務金融委員会 議 録 第 六 号

平成三十一年三月八日(金曜日)

午後零時三十九分開議

出席委員

委員長 坂井 学君

理事 井林 辰憲君 理事 越智 隆雄君

理事 武部 新君 理事 寺田 稔君

理事 藤丸 敏君 理事 川内 博史君

理事 緑川 貴士君 理事 竹内 譲君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

理事 石崎 徹君 理事 神田 憲次君

理事 小泉 龍司君 理事 小寺 裕雄君

理事 佐藤 明男君 理事 斎藤 洋明君

理事 杉田 水脈君 理事 鈴木 隼人君

理事 武井 俊輔君 理事 津島 淳君

理事 土井 亨君 理事 中山 展宏君

理事 牧島かれん君 理事 三ッ矢憲生君

理事 宗清 皇一君 理事 山田 美樹君

理事 義家 弘介君 理事 今井 雅人君

理事 末松 義規君 理事 高木 鍊太郎君

理事 古本伸一郎君 理事 前原 誠司君

理事 伊佐 進一君 理事 宮本 徹君

理事 丸山 穂高君 理事 野田 佳彦君

理事 青山 雅幸君

財務大臣 麻生 太郎君
(金融担当)

財務副大臣 鈴木 馨祐君

財務大臣政務官 伊佐 進一君

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動

三月八日

辞任

今枝宗一郎君

補欠選任

小寺 裕雄君

國場幸之助君 杉田 水脈君
本田 太郎君 佐藤 明男君

同日

辞任

小寺 裕雄君 今枝宗一郎君

佐藤 明男君 本田 太郎君

杉田 水脈君 國場幸之助君

三月八日

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

同日

煽動罪を即時廃止することに関する請願(田村貴昭君紹介)(第一六五号)

同(白石洋一君紹介)(第一九〇号)

二〇一九年十月からの消費税一〇%中止に関する請願(今井雅人君紹介)(第一六六号)

同(白石洋一君紹介)(第一八八号)

同(田村貴昭君紹介)(第一九九号)

消費増税を中止して五%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求めることに関する請願(田村貴昭君紹介)(第一六七号)

同(白石洋一君紹介)(第一八九号)

同(田村貴昭君紹介)(第二〇〇号)

同(篠原孝君紹介)(第二八九号)

消費増税の中止に関する請願(白石洋一君紹介)(第一八七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣麻生太郎君。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生國務大臣 ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

第一に、平成三十一年三月末に適用期限が到来いたします暫定税率等について、その適用期限を延長するとともに、乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエーについて、関税割当て制度の対象に追加する等の見直しを行うことといたしております。

第二に、個別品目の基本税率を無税とする等の見直しを行うことといたしております。

そのほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○坂井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二日火曜日午前八時二十分理事會、午前八時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二〇八・九九号中

(c) その他のもの

(c) 第二二二・二二二号の物品のもの

イ しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの

ロ その他のもの

(d) その他のもの

(d) その他のもの

に、

(d) その他のもの

に、

(d) その他のもの

に、

(d) その他のもの

(d) 第一二二・二二一号の物品のもの 二五％
(e) その他のもの 二〇％ に改める。

別表第二九〇七・一五号中「四・六％」を「無税」に改める。

別表第二九二〇・九〇号を次のように改める。

二九二〇・九〇		その他のもの
一	炭酸エステル及びその誘導体	無税
	(一) 炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸プロピレン及び炭酸ジエチル	
	(二) その他のもの	
二		その他のもの
		四・六％

別表第二九二一・二二号中「四・六％」を「無税」に改める。

別表第二九三二・二〇号中「三 その他のもの」

六％を「無税」に改める。
三 クリスタルバイオレットラクトン
四 その他のもの 四・六％

別表第三九〇七・九九号を次のように改める。

三九〇七・九九		その他のもの
一	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	無税
	(一) ポリトリメチレンテレフタレート	
	(二) その他のもの	
二		その他のもの
		四・六％

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成三十一年度まで」を「平成三十一年度まで」に、「告示する数量(以下を「官報による告示又はインターネットの利

用その他の適切な方法による公表(以下「告示等」という。))をする数量(以下「に」に、「物品のうち」を「物品について」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に、「第二十四条8(b)」を「(次項第五号及び第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。第二十四条8(b)に、「との間」を「固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同

じ。との間」に改め、「(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。))」を削り、「を同表の各項」を「第八項において同じ。」を当該各項に、「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第二項第五号中「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。))」を「一般協定」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第一号において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。))を除く。以下この項において同じ。と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。))と読み替えるものとする。

第七条の三第八項中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に、「輸入数量」を「輸入数量」について、「発動日を」を「発動日について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改める。

第七条の四第一項中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に、「告示する」を「告示等をする」に、「及び別表第一の七」を「及び同表」に改める。

る。

第七条の五第一項中「平成三十一年度まで」を「平成三十一年度まで」に改め、同項各号中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に、「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に、「を」を「に」について、「発動日を」を「発動日について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改める。

第七条の六第一項中「平成三十一年度まで」を「平成三十一年度まで」に改め、同項第一号中「告示する」を「告示等をする」に、「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に改め、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量及び」を削り、「同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項を以下この条」に、「もの(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの」を「もの(譲許適用物品」に改め、同項第二号中「告示する」を「告示等をする」に、「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度まで」を「平成三十一年度」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に改め、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量並びに」を削り、「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号に定める期間と前項を」を「当該各号に定める期間と前項に改め、同条第五項中「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量並びに」を削り、「同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。第一号を以下この項に、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。同号を」を「譲許適用物品を除く。第一号」に改め、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等に係る輸入数量並びに」を削り、同条第七項中「平成三十一年度」を「平成三十一年度」に、「を」を「に」について、「官報で告示する」を「告示等をする」に改める。

第七條の八第一項中「告示する」を「告示等をする」に改め、同條第四項中「政令で定める日」から「政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては同日とする。」からその年度の「輸入数量を」を「輸入数量について」に、「発動期間を」を「発動期間について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改め、同條第五項中「については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、を」に關し」に改める。

第十三條第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。
別表第一第四・四項中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加える。
別表第一第二〇・〇五項中「含有量が」の下に「乾燥状態において」を加える。

別表第一第二〇・〇八項中

共通の限度数量以内のもの

共通の限度数量以内のもの

その他のもの（混合したもの（第二〇〇八除く。）を含む。）

二〇〇八・九九

無税

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

B その他のもの

(c) 第一二二・二二二号の物

口 その他のもの

一九号のものを

無税

に改める。

品のもの

一 %

別表第一第二一〇六・九〇号中

を

二七・一 %
二八・八 %

に改める。

別表第一第二九・〇九項の次に次の一項を加える。

三九・〇一

三九〇一・二〇

エチレンの重合体（一次製品に限る。）

比重が〇・九四未満のポリエチレン

一 塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもののうち

バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。）

二 その他のもののうち

バイオポリエチレン

比重が〇・九四以上のポリエチレンのうち

バイオポリエチレン

比重が〇・九四未満のエチレン—アルファ—オレフィン

重合体のうち

バイオポリエチレン

その他のもののうち

バイオポリエチレン

(I) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの

小売用の容器入りにしたものの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）
その他のもの

(I) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの

二八・八 %

○%に改める。

附則第一條第五号中及び附則第三條第三項

の規定」を削る。
附則第三条第三項を削る。

理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十一年三月二十八日印刷

平成三十一年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U